



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 養命酒製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 塩澤 太朗
(コード番号 2540 東証・名証 第1部)
問合せ先 取締役総務部長 北原 正彬
(TEL . 03 - 3462 - 8125)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社第88回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、第2条に事業目的を一部追加するものであります。
(2) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)が施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が施行されたことに伴い、当社定款に次の定めがあるとみなされることから所要の変更を行うものであります。

- ・当会社の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされることから、変更案第19条、第29条及び第38条を新設するものであります。
- ・当会社の株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされることから、変更案第8条を新設するものであります。
- ・株主名簿管理人を置く旨の定めがあるとみなされることから、変更案第10条のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を単元株式の権利と比して相当の範囲に限定する規定を変更案第9条に新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、株主の皆様に対して提供したものとみなすことができるようになったため、変更案第15条を新設するものであります。

取締役会の機動的かつ効率的運営を図るため、書面または電磁的方法により取締役会の決議を行うことができる旨の規定を変更案第24条に新設するものであります。

会計監査人の選任、任期及び報酬等に関する規定を変更案第7章に新設するものであります。定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて、一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

- (3) 上記変更併せて章数、条数など所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)) (条文省略)</p> <p>(5) (新設) (新設)</p> <p>(6)) (条文省略)</p> <p>(9) (本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は1億3千2百万株とする。</p> <p>(自己株式の買受け) 第6条 当社は、取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。</p> <p>2. 当社は1単元未満の株式(以下単元未満株式という。)について株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)) (現行どおり)</p> <p>(5) (6) <u>通信販売業</u> (7) <u>喫茶店および売店の経営</u></p> <p>(8)) (現行どおり)</p> <p>(11) (本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は1億3千2百万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条 当社は株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第 9 条 当社の発行する株券の種類および株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事項ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 10 条 毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選任し、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備えおき、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第 11 条 当社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項および手数料は、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 前項の規定にかかわらず、毎年3月31日の経過後その<u>決算期</u>に関する定時株主総会までの間に発行された株式（新株予約権の行使により発行された株式を含む。本条において以下同じ。）について、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、前項の株主に加え、3月31日と異なる日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その定時株主総会において権利を行使すべき株主とすることができる。</p> <p>3. 前二項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> <p>4. 一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって臨時株主総会において権利を行使すべき株主とされた場合において、当該一定の日後当該臨時株主総会までの間に発行された株式について、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、当該株主に加え、当該一定の日と異なる日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その権利を行使すべき株主とすることができる。</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、毎年3月31日の経過後その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会までの間に発行された株式（新株予約権の行使により発行された株式を含む。本条において以下同じ。）について、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、前項の株主に加え、3月31日と異なる日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。</p> <p>3. 前二項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>4. 一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって臨時株主総会において権利を行使することができる株主とされた場合において、当該一定の日後当該臨時株主総会までの間に発行された株式について、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、当該株主に加え、当該一定の日と異なる日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 （招集の時期および招集権者）</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 （招集の時期および招集権者）</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議長)</p> <p>第 12 条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(議長)</p> <p>第 14 条 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもってこれを決める。</p> <p>2. 商法第 343 条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p>	<p>(決議)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当社の他の議決権を有する株主に委任してその議決権を行使することができる。この場合には株主または代理人は代理権を証する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 18 条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 19 条 当社は取締役会を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(定員)</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 19 条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前に通知を発する。ただし、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>2. (条文省略) (新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会の決議をもって取締役中から 3 名以内の代表取締役を選任する。<u>選任された代表取締役は各自会社を代表する。</u></p>	<p>(員数)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 23 条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、取締役会の決議によって取締役中から 3 名以内の代表取締役を選定する。選定された代表取締役は各自会社を代表する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第 21 条 当会社には取締役会の決議をもって取締役中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は株主総会において定める。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議により相談役および顧問をおくことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (新設)</p> <p>(定員)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第 25 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 26 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第 27 条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の 3 日前に通知を発する。ただし、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第 26 条 当会社は、取締役会の決議によって取締役中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第 28 条 当会社は、取締役会の決議によって相談役および顧問を選任することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 29 条 当会社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第 33 条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、その互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p> <p>2. <u>監査役の互選により常任監査役をおくことができる。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 29 条 <u>監査役の報酬ならびに退職慰労金は株主総会において定める。</u></p> <p>第 6 章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第 30 条 <u>当社は、取締役会の決議により執行役員をおき、取締役会の定めた業務の執行を行わせることができる。</u></p> <p>(執行役員規定)</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 35 条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 6 章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第 36 条 <u>当社は、取締役会の決議によって執行役員を選任し、取締役会の定めた業務の執行を行わせることができる。</u></p> <p>(執行役員規定)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 <u>会計監査人</u></p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第 38 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>選任</u>)</p> <p>第 39 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第 40 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 41 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 32 条 当社の営業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第 33 条 <u>利益配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(利益配当金の除斥期間)</p> <p>第 34 条 <u>利益配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。配当金には利息をつけない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第8章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 42 条 当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 43 条 <u>当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 44 条 <u>配当財産が金銭である場合(以下「配当金」という。)は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。配当金には利息をつけない。</u></p>